

第八回 参議院地方行政委員会會議錄第四号

昭和二十五年七月十八日(火曜日)午前
十時四十二分開会

本日の會議に付した事件

○地方税法案(内閣送付)

○公聴会開会に關する件

○連合委員会開会の件

○委員長(岡本零祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

地方税法案の予備審査をいたしま
す。御質疑をお願いいたします。

○安井謙君 昨日、例の寄附金の強制
徴収はやらないというお話があつたの
ですが、あれは大体目安をどのくらい
に、免除というか、負担減になる見当
でしょうか。

○政府委員(小野哲君) 寄附金の点に
つきましては、シャウブ博士が昨年参
られまして、いろいろ検討を加えら
れまして、大体現在四、五百億の寄
附金があるのではないかと、言い換え
れば、強制的な寄附金があるのではない
かというふうな推定をされておるんで
あります。併し、この寄附金を全面的
に廃止するということが一挙にして
は困難である、こういう御趣意から
大体昭和二十五年におきましては、
地方財源の増加と相待ちまして、三百
億程度はこれを軽減し得るのではない
か、こういうふうな勧告があつたわけ
であります。政府としても、これら
の勧告の趣意を尊重しながら調査を
して参つたのでございますが、地方税
法の改正に伴いまして、市町村を初め

地方団体に對しましては、大体四百億
程度の財源の増加を図りたいという計
画を持っておりますので、これと勘案
いたしまして、強制的な寄附金はつき
りいたしまして、できるだけ負担の輕
減を図るようにつけて行くことが必要
である、こういうふうな考え方、
大体三百億程度の寄附金はとらないで
も済むのではないか、こういう見
通しを付けておる次第であります。

○安井謙君 そうしますと、現行のま
まであれば、今年は千八百億ぐらいに
なる、大体の見積りですが、徴収高は
これに寄附金があれば、現行のままで
行けば二千億ぐらいになると考えて
よろしいのですか。

○政府委員(小野哲君) 大体現行法に
よりまして、昭和二十五年徴収しま
すると、今お話になりましたように、
千八百億になるわけでありまして、
従いまして従来の寄附金を加えまし
て、二千億程度の財源になるとい
うことになるわけでありまして、併し今
回は一般財源として増加をいたします
ので、この辺のところは大体辻褄が合
うのではないかと、かように考えてお
ります。

○安井謙君 もう一つちよつと……、
そういたしますと、予算に計上した寄
附金と計上しない寄附金というふう
に分れておつたと思うのです。この今
徴収しないという方は大体どちら側を
指すのですか。

○政府委員(小野哲君) 今回政府が地

方財政法をも一部改正いたしました、
強制的に徴収するようになことをさせ
ないようにいたしますのは、いわゆる強
制寄附金を指しておるのであります。
併し、或いは地方の有志において自
発的に出すような場合もあるかと存じ
ますが、これは一応論外に置いておる
わけでありまして。

○西郷吉之助君 岡野閣務大臣に伺
いたのですが、十六日に本院の本會議
におきまして、岡田宗司君の質問に岡
野閣務大臣が答へになつております
が、そしてその要点が毎日、朝日など
の新聞に出ております。それによ
り、御承知の通り例えは毎日のあれを
見ますと、政府は四月―九月を見越
して平衡交付金から六百十八億、預金
部から二百九十億の短期融資をして
いる。十月以降についても地方税法が通
過しなかつても万全の措置を講ずる。多
少文句は違ひますけれども、そういう
趣旨のことを言つておつたと思いま
す。昨日もこの問題について触れられ
た質問がありましたが、こういう答
をなされておるところを見ると、担当
閣務大臣たる岡野さんは、即ちこれは
どうしても通して貰いたいという氣持
でおられると思ひますが、或いは通ら
ないこともあり得るので、そういう場
合には過去になされたと同様、平衡交
付金その他の財源措置その他のために
はつきりした構想をもつておられる
のではないかと、十六日の御答弁から察
すれば取れるのですが、その点につ
いて昨日も他の委員から通らなかつた場

合を想定して置く必要があるのではな
いか、その対策はどうかということ
を、政府委員に聞いた方がございま
す。大臣は丁度おられなかつたので
が、担当閣務大臣のそういう際の万全
の措置というのは、例えはここに挙げ
ておる平衡交付金というようにも
あります。これは大体詳細に決定され
ておるようでありまして、まあ今後五
十億ぐらい増やせばそれは別問題で
す。それと五十億程度の万全の措置と
いうことは非常に不十分だと思
う。それと約二千億の徴収に對して
それをカバーするのにはどうい
う案を持つておられるか、或いは旧税法で動ける
ようにするか、或いは旧税法で執行
するとか、そこはいろいろ手は考
えられたいと思ひますが、若し通らなかつた
場合に万全の措置をする、その構想の
内容について、これは我々も地方税法
案を審議する上に非常に参考になるこ
とで、担当閣務大臣の言明であるから
非常に注目しておるのですが、その点
につきまして岡野閣務大臣のはつきり
した見解を伺つて置きたいと思ひま
す。

○岡野閣務大臣(岡野清藏君) 西郷委員の
御質問にお答へ申し上げます。私の前
参議院で答へいたしましたときには、
無論私の真意をいたしましては是非
の法案を通して頂かなければ困る。是
非御賛成を願ひたいということが一番
強い考えでございました。又今もその
通り考えております。併し通らなかつ
たならばどうするかというふうな質問

があつたと存じましたので、通らな
かつたら何とかしなければならな
から、そのときには政府は一生懸命やらな
ければならん、そう考えました意味は、
政府は何ほ通せと申しまして、
私といたしましては閣会の自主権とい
うものを尊重しておりますから、どん
なに政府がこれがいから是非通し
て貰いたい、とお願ひしてしま
して、皆さんの御意見でそれはいかん
と、こう言つて御否決なさることが假
定上、理論上閣会の自主権を尊重する
という意味においてはあります。不成立
のときはどう考へております。不成立
のときはどう考へるか、そのときには万
全の措置を講じなければならん、や
いかということがちよつと言葉に漏れ
たわけでありまして。併しその答弁をし
ました後で、事務官並びにいろいろ各
方面から大変お叱りを蒙りまして、今
度これを通して貰わなかつたら、そ
んなことは幾ら閣務大臣が万全の措置を
講じようと思つてもできない相談で、
そんなことはできつこはない、是非ど
うしても通して貰わなければならん。
あの答弁はよくないというお叱りを蒙
つて、そうかああという感じを持つた
わけで、これは新米大臣のしくじりで
ありますから、強しから御了承願ひ
まして、私の意思はここまでこの議
会では是非一つ皆さんの御援助を蒙りま
して通して頂きたいという念願に燃え
ておりますから、さよう御了承願ひ
たいと存じます。

○西郷吉之助君 今の岡野閣務大臣の

御答弁ですが、失礼ですけれども、新米大臣の失策だということを自分でも言われましたから、これはそういうことともあろうかと思うのですが、この際総理は昨日も言っておられる通りに、これは通るというようにのことについて確信を持っておられるので、その点が違つたのであつたので、非常にその点は意外に思つたのですが、その点は大に今説明されましたからそれは追及もしませんが、大臣は失礼だけれども新米であつても、新米なるが故に慎重にそういうことは答弁をなさらないと、非常に注目の重要法案でありますから、非常に新聞を見た国民に、疑問を抱かせるじやないか、我々が大臣に質問するくらいですから、この方は大分取り違へる人も多いと思つたから、その点は慎重になさらんことを希望いたします。

それから他の点ですが、一遍伺つて置きますが、この間も私もよく質問したのですが、附加価値税を来年の一月から実施する、事業税をその間の間にやつて参るわけですが、そうしますと、御承知の通り取方も出される方も両方で二十五年年度の納付については計算をしないやならんと思つた。その際にこの間政府委員にそれを伺つたときに、鈴木政府委員からそういう困難があるというふうな場合に簡単な答弁があつたのですが、そういうことを考えますと、例えば事業税と附加価値税とは計算の基礎が根柢において違つて、例えば事業税を利益のあるものは年内に納める人もあるでしょうが、赤字の人は二十五年年度は納めないう、来年に廻つて附加価値税になつたときに納めることになると思つた。

が、そうしますと、附加価値税で、事業税の場合には利益がなかつたために事業税が課せられなかつたが、今度は来年からは附加価値税で課税するからそんなとに順着なくかかつて来ますと、事業税を納めなかつた者は僅か一、二、三月のうちに二十五年年度全体の税額を納めるようなことになるのですか、或いはそういうことはないというなら、そんならどんなふうな計算でなさるのか、その点を非常に疑問に思つたのです。或いはそういうことを若し悪意で狙う人がいるかも知れませんが、そういうふうな事業税で納めなくても、今度は附加価値税になれば来年の一月からそういうことに順着なく取れるから完全に一年度の分を取るのだというふうな考え、或いは一月です。一、二、三月分だけ取るのか、どういふことになるのか、その点をはつきり説明して頂きたい。

○國務大臣(岡野清彦) お答え申し上げます。その点は私はそういう懸念はないと考へております。併し詳しいところはまだよく私は存じ込んでおりませんからして、事務的にもう少し詳しく御説明申し上げて置きます。

○政府委員(鈴木俊一君) 附加価値税を来年の一月一日から実施するということにいたしました。と、法人につきましても、事業年度が六ヶ月を超え、月後一ヶ月を経過した際に概算納付をして貰うと共に、今年度は経過後二ヶ月以内に精算して申告を起して貰うことになつておるわけでありまして、個人の方は暦年に従ひまして五月、九月に概算納付をし、後精算する、こういう形になつております。従ひまして

来年の二十六年におきまして生じました附加価値税額に對しまして、今のような方法で或いは概算納付し、或いは申告納付をする、こういうことになるわけでございます。まゝとて、まゝとてそういうことをやるわけではないわけでありまして、

○西郷吉之助君 もう一遍……この間も鈴木政府委員の説明を伺いました。が、私も十分に研究しておりませんので、又その点を十分考へまして再質問したいと思つたのですが、更に今度の修正点の一つなんです。が、事業税の場合にこれら伺ひましたが、都市計画税の際には除かれた方がいんじやないかと思つた。それが含まれる、これを除かないでやはりこれを置いておくと、この意味を御説明願ひたいと思つた。

○政府委員(鈴木俊一君) この修正の要綱には、実は成るべく分り易くと申します。が、実際に即するやうに書いた方がよいと存じまして、法律の方では書いてあるわけでございますが、實際問題として、或いは市町村におきまして、都市計画をやつておられますところ、都市計画税を課しております。都道府県におきましては目的税でありますけれども、それを一般的にいたしまして、普遍的な税の形で課しております。で、これは目的税の本来の性格から申しますと必ずしも適當ではございませぬが、事實そのやうな形に相成つておりました。従つて普通法人税の百分の十五というものが現実には百分の十八になつて負担が参るわけでありまして、その都市計画税の三で、両方合

せて百分の十五、ここには実は御参考までに書いたやうな案第であります。正確に事業税の税率だけということにいたしましたならばお話のやうなわけでありまして、一応実情に即するやうなつもりでやつた次第であります。

○西郷吉之助君 これは政府委員に言ひますが、この間もよく他の議員の質疑応答にお答えがあつたのですが、その間にちよつと不明瞭な点があつたので伺ひたいのですが、例えば今度地方税の根本改革で、都道府県、市町村が別個の財源であります。その場合にそういうふうなことで差押えるやうな場合は、これは必ずしも国が優先するんじやなく、この三者が何と申しますか、早い者勝た、こういうやうなことになつておると思つた。その点はさうでしやうか、どうでしやうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 從來滞納処分をいたしまして、地方団体が例へば地租を滞納したのでその地租のために納税者の財産を差押えたという場合に、おきましては、それ、国の方から交付要求があるわけでありまして、そういう場合に、或いは、折角地方団体が税を取りますために或る財産を差押へまして、交付要求をいたしまして、国の方がそれを先に取つてしまふ、困税がその意味で優先するということになつておりました。甚だ不適當であつたのでありまして、今の提案をいたしてあります案として、今度の案をいたしてあります案として、その納税団体なり国なりが優先をする、こういう考へ方でありまして、従つて府県税のために府県が差押えたならば、

府県が一番先に取る。そしてその残りを国なり他の府県或いは他の市町村等の交付要求をして参りましたものとの間で按分する、こういうやうなわけでございます。國はその場合に優先するわけでございます。地方団体は地方団体相互の間で按分して行く、こういうやうなわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 委員の各位に申し上げます。岡野國務大臣は参議院本會議に出席する必要がありますので、大体十一時半頃までここにいられます。先ず大臣に對する御質問をお願いいたします。

○西郷吉之助君 今の鈴木政府委員の御説明を聞いたのですが、さういふことになりまして、現在國税の場合でもさういふやうな差押え、さういふやうなことではないかと、非常に善い人がさういふ非常に経済事情の悪いときになつて納めようとしても納められないやうな非常な氣の毒な人が多いので、社会の悲劇を起しておるのですが、國税の場合でもさういふので、今度三者がさういふことになつたので、誠に納める方の国民の場合にとつては危険が増大し、勿論悪い意味で納めないやつは問題ないですが、正当な理由で納められなかつた者が、やはりさういふやうな徴税吏員の方でよく考へればよいですが、法律をそのまま適用して行けば、誠にその財産を失つて今後は納めようとしても納められない、全く仕事を失つてしまふわけなんです。さういふやうなことの悪い悪いはないのですが、岡野さんは多年金融界におられたのだし、さういふやうなことはよくお分りだと思つたのですが、さういふやうなことに對して、今回はさういふやうなことになる

ませんけれども、今後シャウブ博士も見えるのですが、地方税を担当しておられる岡野さんにおいてこういう点について今後何か対策を持つておられるか、持つておられないか、この点を大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。御承知の通り今度の税法案が通りまうと、地方の公共団体が自主的に取る税が確保されまして、それから又徴税吏員もやはり国の今までの税務官吏と違ひまして、各地方公共団体の徴税吏員が取ることにあります。そこで私の見通しといたしましては地方自治団体はとにかく範囲が狭うございまして、常識的に事が取運はれると思ひます。この意味におきまして、ただ中央政府の命令一下、今の税務官吏が画一的に申しますか、規則的に申しますか、徴税を強行するということな解はむしろ除かれまして、成る程あそこは家はどういふ情勢なんだからこれはもう少し何とかしなければならんということが非常に織込まれまして、徴税は将来は非常に和やかに、且つ実情に即したような徴税方法になつて行くだろうと考えております。これは地方自治団体が小さく財政権の確立をいたしまして、そうして身近のところで徴税をして行く、ですから各種の事情がよく分つて、そうして徴税吏員も、又徴税された方も、又徴税し徴税されておるものを監視しておる地方民も皆事情がよく分つたという意味において、むしろ今後は地方税の徴税に対しては、今までのような地方官吏が中央の指令を受けて徴税する、官吏が取立てるような没徴税の取立て方はしないのじやないか、こういう感じを私は持つております。

○西郷吉之助君 今の岡野閣下大臣のお考え方は分るのですが、私もそうあらつて欲しいわけですが、併しながら今の大臣のお考えはまだ地方の事情に私はいふ、そういうところもあると思ひますが、全体においてなか／＼そう参りませんで、大臣の見解も地方は範圍が狭いから非常識なことをするやつはいないだらうというふうな極めて樂觀的な考えを持つておられるんですが、勿論一面地方を愛するからそういうお考えも、勿論そうなれば結構なんです、中央においても甚だ今日公僕が民主主義に徹底しないといふことは御覽の通りなんです、況して地方におきまると、優秀な人は皆中央に出て来るんです。残る人はその次のクラスになつておるのが普通なんです。そういうようなことで地方自治が、例えば徴税につきましてもなか／＼それだけの教育が徹底してないと思ひます。そういうふうな点が非常に考慮すべき点で、今の大臣のようなそういう樂觀論であれば問題はありませんが、決してそういうふうに行かないのであつて、範圍は狭いですが、取る方の素質の問題をもつと向上するようにしなければ、過去に国税において非常に国民が迷惑したような場合が又出ないとは限らん、大いに出来る可能性が高いので、そういうふうな樂觀論ではなく、こういうふうな地方税の今度の案件も非常にいろいろ複雑多岐な條文がありまして、我々がここで解説を聞いてやつと分るくらいな点もあるのだし、説んでもなか／＼分らない、大臣が御覽になつても分りにくいと思ひます。が、むしろかしいこの法案はなか／＼

ういふふうに行きませんで、取る方もこれを了解するにはなか／＼時間がかかると思ひます。それでありまして、それから、そういうふうな單に樂觀論ではなく、具体的に大臣はそういう徴税官吏に対してどういふ指導をしたらいひか、その点を十分考慮せられ、指導すべきところは指導するようになされた方がいいのであつて、單なるそういう大臣の考えは、一面そういうところもあり得ますけれども、全体がそうであるといふことは全法違つて思ひます。單にそういうふうな樂觀論でなく、もつと本當に大臣が言われたような結果になるように、まだ非常に難解な点があるわけですから、その点を大臣のお考えになるように、そういうふうになるように教育して貰ひたい。そう私は思ひます。

○石川清一君 大分詳細な質問をいたしたいと思ひます。結局課税をする取方があるという形で今日地方財政関係、或いは徴税義務を見ているかといふことを先ずお尋ねしたいのですが、戦争中はともかく、戦争後においてもやはり官債の力が非常に強うございまして、戦争中における軍、或いは財閥、大地主と結んでおつた官債の慣習といふものは、今日も連合軍の占領政策に便乗しようといふ官債、或いは新興財閥に組もうといふ官債、更にイデオロギーを以てこれに食つて行こうとするという三つの官債群がありまして、その三つが今中央集権的に、或いは独裁的に更に英雄主義的な考えの上になつて、單に地方行政ばかりでなく、国の委託行政に対しても取つておると思ひます。そういうふうな強い声が前の国会で地方税法を否決したという底の動きは私はそこにあるのだ、こういうふうな考えでおります。そういうふうな建前の中で現在の地方自治庁が中央集権的なものを本當に大蔵省と対抗して抑制し、更に地方の貧弱な町村の要求している文化的な施設を財政的な面を乗り越えて、広く財政事情に合はせて行くような措置を真剣にとり、新しく考へて行く措置をとらうとする考へがあるかどうか、先ずこれをお伺いしたい。

○国務大臣(岡野清藏君) 石川委員の御質問にお答え申上げます。お説は至極御尤もで私も同感いたす次第であります。私も長らく民間におりまして、そういうふうな弊害の面ばかりを受けて来ておりました、苦々しく感じておつた次第であります。その点におきまして私といたしましては、今後中央政府の出先官憲といふものは大幅にこれを整理いたしまして、そうして地方自治団体が本當に自治能力を發揮し得るようになつたといふことを考へております。それはすでにその調査に着手しておりますから、その点は程なく実現することであると思ひます。同時に又かく地方自治団体のいろいろの行政の仕方とか何とかがいふことにつきましても、すでに自治庁といたしましては、いろいろ指導の方針を決め、又すでに指導の緒に着いた仕事もございまして、殊に徴税のことにつきましては特に詳しく準備をし、同時に指導員を派遣するようになつております。そういう意味におきまして、御説はその通りでございます。又現状はその通りでございます。ですから、それを打破するのはなか／＼難事だらうと思ひますけれども、そうする

ことが日本の自治行政を本當の自治行政にして行く趣旨だと思ひますから、御説を導き進めたいと思ひます。我は御説の通り進めたいと思ひます。○石川清一君 そこで續いてお尋ねをしますが、地方自治体の財政需要の中で、準税として扱つておられたところの寄附金、これは調査によつて違ひますけれども、これは現物その他を含めまして三百億乃至四百億という数字が民間或いはその他から出ておるものでございまして、これが今度の改正税法によりましてどの階層に正しい課税として乗つて来るか、仮にこれは本當に過去において税金であつたとしましたら、どういふ階層が真に税源として負担すべきであつたか、こういうことをお尋ねをいたしたいわけでありまして、このことがこれからの地方税法が設定せられまして、公平な応能負担を原則的に立てる根本でありまして、この寄附金に対する正しい分析を大臣に承わりたい。

○国務大臣(岡野清藏君) 石川委員の御質問にお答え申上げます。寄附金は御承知の通り我々も地方におきまして見ているのでございまして、これは税とは違ひまして、いろいろ事情並びに昔のやうな伝統がございまして、負担能力はなにか拘わらず、今まで名家であつたとか、金持であつたとか、若しくは相當な地位におつたとかいふようなことで負担能力がないのに取られておつた。こういうことが終戦後沢山出ております。甚だ不公平と存じます。その意味におきまして、今度の地方税法で寄附金をできるだけ、できるだけありませんやめて、四百億ぐ

らしいものを、三百億くらいは寄附金を取らないことにする、それを税に転換する。こういうことになっておるのではありませんが、この税は、地方税は皆横御覽の通りに応益、応能両主義から行きまして、負担の均衡化を図つて行きますから、寄附金として不公平に取られておつたものが応益、或いは応能の両主義のうち、都道府県と市町村とは違ひますけれども、どちらにいたせ、税法の根本原則に従ひまして均衡化されるという情勢になつたのが今度の地方税法のできました趣旨でございますから、御了承願ひます。

○石川清一君　次いでその逆を申上げますと、統制經濟の過程の中でいわゆる脱稅行為のできたというのは、權力を持つておりましたところの出先機関にダニのように附いておつた一部の人間、或いは公団の中に入つておりました一般業者が權力を握つたこと、こういう面が非常に強うございまして、これはそれ／＼のパンフレットの中にも明らかにしておるところでありまして、この点が今日國民の怨嗟を買つておるところであります、こういう点について新らしく稿制を樹立して、その獨占性を立てる建前から、そういうものに手が及ばされずに公平な徵稅が行われなかつた場合には、それ以外の層、いわゆる農民の層、或いは正しい中小業者の層、正しい労働者の層に覆ひ被さりまして、四百億の増徴がそういう層に加重をされまして、反稅思想を私は起させるのではないかと考えるのでありますが、この点について伺いたいのであります。

○國務大臣(岡野清豪君)　お答え申し上げます。御説その通りでございます。

でございますから私先程も申し上げましたように、できる限り早い機会において地方の出先官意を整理いたしまして、地方自治に委して、そうしてそういうような弊害のないようにしたい、こう考えております。

○石川清一君　それを裏付けると申しますか、市町村民税の第三百十五條かと思ひます。今度内容に入りますか、ここでは税務署の所得税の査定が市町村が見ましてこれは適正でない、不均衡だという場合は市町村が独自の見解を以て所得税法に従つて計算をして徴税できると、こういうように書いてありますが、これはまだ弱い者に今のやうな形がしわ寄せして行きて、不当な課税、水膨れ計算によつて所得税を膨大に納めたい人を守るような措置が町村に與えられていないように考えます。従つて今大臣の言つたことと反対の現象が私は現われて来るのではないかと、こういうふうに思ひますが、この点について大蔵省と法の建前上細部に折衝されたかどうか、お伺いをします。

○國務大臣(岡野清濤君)　只今就任早早ではございますけれども、大蔵省と自治庁との間のいろ／＼仕事の対立と申しますか、言著は悪うございますが、いい言葉がはつきり分りませんが、そういうことがありまして、地方民に迷惑をかけておることが沢山あるように存じますが、できるだけそういうような弊害を除こうと存じます。同時に所得税は御承知の通り国税でございます、先程申上げましたように、或いは不均衡な所得税というものが割当てられるような結果にならないと限りませんが、それは中央政府といたし

まして十分今後指導をするなり又改善をして行きたい。これは岡務大臣として考えておることでございます。

○西郷吉之助君 岡務大臣に伺います
が、附加価値稿の中に、岡野さんが民間の頃携わっておられた銀行業初めあ

あい、金融機関等が特例の中に入つております。その理由は過去において政府の答弁としては、こういうふうなものの特例に入れた理由は、こういうふうな金融機関であるが故に、附加価値税を課けたために急激な変化を與えることを避けるために特例にしたのではなく、附加価値税そのものの根本的な理由がある。こういうふうな例えば銀行業のごときに對しては、附加価値というものが外の事業と同じように認めらるべきかどうか。そういうふうな理論的な附加価値税の問題が金融業その他のについてはあるのだ。こういうふうなことがあるので、取敢ず今回は特例で百分の幾つというものを課してあるのですが、そういうことは附加価値税にまだ非常に疑問があるというこの最も大きな点だと思ふのです。根本的に、理論的にすべての事業に課かるとは限らない。例えば銀行業とか信託とかそういうものに對しては果して附加価値があり得るやという問題があるという政府の答弁です。そういうふうな問題について國務大臣はどういうふうに考へておりますか。

○國務大臣(岡野清藏君) お答へ申し上げます。あれは御承知の通り附加価値税を立てましたのは、一般の今までの事業税を変化させたものでございますが、御承知の通りに金融業と申しますものは、何か今統制經濟の世の中で、そうして戰時中戦後、銀行に取付けが

あつたりすることもなくなつておりますが、自然にだん／＼と自由経済の方に進んで行きますと、元と同じようにやはり信用を以れ立つておる。ちよつと人が一人惡口言えば取付けを受けてその銀行は潰れてしまう。こういうよ

うな非常に危険性の多い事業でござい
ますから、その事業につきまして余り
外の事業と同じようなことをやつて行
きますという、社会全体の、財界の
混乱でも来たすようなことがあつては
困るというようなことが一つの理由で
ございます。それから又計算の方法と
しまして、銀行の今までのやり方を
漸次改善して行かなければなりません
が、その改善方式とも相待つて本當
に適正な附加価値税を課して行かなけ
ればならん、こう考えますので、今度
は特例で一応外の事業会社と釣合ひを
失なわない程度で取れる額を前提とい
たわけで、特例で課税の方法をとつ
たわけであります。

○西郷吉之助君　今の大臣の説明だと
すると、前のと大部違つて来るので、
そういうふうな大臣の説明されたよう
な理由なら何も金融業に限つたことは
ないと思います。例えば交通でもこう
いうふうな国民の足なんですから、研
究が十分できてない、調査資料が十分
整つてない、こういうものを今どうい
う程度にかけて妥当であるかというこ
とになれば、全体にそういう問題があ
るのであつて、今の大臣のような理由
ならこれは何も金融機関に限らんで、
極めて薄弱であつて、今の大臣の説明
を聞いておれば、附加価値税を課ける
ことは問題はないが、ただ課け方に問
題があるのだと思いますが、その点ほ
うなんですか。

○國務大臣(岡野清濤君) お答へ申上げます。御承知の通りに鉄道についてもやはり問題がございますして、日本固有鉄道に課けるか課げんかという問題等も起つております。その点におきましては、私は日本固有鉄道に課けるべ

きものだという考えを持つております。けれども何せいい、龐大な事業であります。殊に国の所有になつておりますものですから、一応検討の余地を残して只今外してはおりますが、十分検討した上で附加価値税をかけるということになつております。まあの辺でそういうところを切るかということとはなか／＼むずかしい問題でございまして、大まかなところでこの辺はあつちに入る。この辺はこちに入るというやうなことで分けるより仕方ないと思います。そこでこの地方税法案は一応これで通しておいて頂きまして、そして実施の上でいろいろ実情に即してその度ごとに是正して行きたい、こういうふうに考えております。

○西郷吉之助君 例えばこんだの附加価値税の出るまでに経過的に事業税を施行するのですが、その税率を今度前のままで行くとり過ぎるから、何か二十億程度を抑えるために税率を下げられて出しておりますが、下げたというよりは私も大いに賛成ですが、そういうやうなものを大体金額を把握する上にいわゆる官儀的な考え方だけで行くとか非常に私は把握が不的確であると思う。殊に今日の日本の経済界は非常に変動しているんで、昨年と今年は又非常に違いますし、常にそういう変動しておるのですが、例えはこういうやうな税率を課ければ本年度はどうか、本年度は事業税は元のままだと非常に

取り過ぎるというような考え方は一体
どういふ点からそれがでて来るのか。
下げれば果してどの程度下げるのが妥
当であるのか、もつと下げる必要があ
るのかも知れない。そういう点が非常
にどういふところでそういう資料をと
り、的確に押えて行くかということが
非常にむずかしい問題だと思ふので
が、幸いにして岡野さんは金融界に長
くおられて、そういう問題に非常に明
るい方と思ふのですが、そういうよう
な資料が経済界の資料、例えば事業会
社の資料でも、そういう場合に自治庁
と通商省とは非常にばら／＼であつ
て、例えば附加価値税が事業税の何倍
になるかというところを出させた場合
非常に両者が違つておつて、委員会の
席上でもつてこれはお前の方が計算の
やり方が悪いとか何とかいふことが
の前のあつたのですが、非常に政府の
方としても省が違ふは違ふというこ
は誠に千差万別である、そのため税率
なんかも非常に不的確なために業界も
困る、そういう結果なんかも各方面に
多いと思ふ。そういう点について調査
資料その他を整備するといふようなこ
とが、大臣は民間の御経験もお有り
なるのですが、どういふふうに考へて
おられますか、伺いたい。

過ぎるようになるのではないかといふ
ようなこともあつたようなことも聞き
ました。そういうようなことも取入れ
て今度修正しまして、幾らか税率を下
げたことになつております。何と申し
ましても全国一万四千六百六十六の市町村
のものでございまして、資料といひ
ましても或いは均衡を失した、すで
にその町その村としては正当であるか
も知れませんが、他の市町村と
比べるといふと、或いは均衡を失して
いるといふようなこともないとも限り
ませんが、一応はやはりそういうよう
な大量観察の資料を取りまして、その
資料によつて今度税率を出して、これ
を突進した上で各地方々々の実情も自
然に分つて来ると思ひますから、是正
して行きたいと思ひます。その意味に
おきましては、將來相当な是正があり
得るものと私は予想しております。併
し只今のところでは大量観察、而して
その資料は自治庁の集めた資料によ
つてやつてゐる次第であります。

○西郷吉之助君 大臣は今度御就任に
なつたので改めて伺ひたいのですが、御承
知の通り地方自治関係の機関が自治
庁初め財政委員会、調査会、そして
うりやうな三本建に今日なつておられ
るが、国務大臣は自治庁だけであつ
て、他は国務大臣がいないのですが、そ
ういふうりやうな三つの機関と、これはよ
く連絡調整して行かなければならぬ、
ばら／＼なことになつて、立派な成果
を挙げ得ないと思ひますが、そうい
ううりやうな三つの機関の調整連絡とよ
うなものに対して大臣は今後どういふ
うにしたいお考えですか、そのお考え
を伺つて置きたい。

○国務大臣(岡野清藏君) 御答えいた
します。御指摘の通り地方財政委員会
とか調査会とか、又自治庁とかいふ
ものがございまして、その間には法
的に皆独立性を持つておるような形
にもなつておりますけれども、皆地方
自治団体の強化といふことを図るた
めに設けられた機関でございまして、わ
け登る道は違ひは違ひましても、やはり
同じ高嶺の月を見るための機関でござ
います。同時に私がそれを一人で担当
してゐる次第でございまして、私自
身といひましては十分その連絡機関
になり、同時に調整して行く役割、即
ち私が膠の役になつて、この三者を合
一して、そうして統一して地方行政を
指導して行けるような機関にして行
きたいといふ念願を持っております。

○中田吉雄君 地方財政に関する参考
計数資料について……

○委員(岡本愛祐君) ちよつと申上
げますが、大臣がもうじき退出いたし
ますので、大臣に対する質問を先き願
ひます。

○小笠原三男君 これも大臣に対す
る質問になるかどうか分らんです、
昨日も聞いたのですが、第七国会で廃
案になつたあとの暫定的な臨時措置に
ついては、一般地方自治団体はいろいろ
の疑義を持つて、この責任の所在につ
いて喧々囂々たるものがありました。
そういう場合に行政の長官であるも
のが、地方の責任ある自治団体の長に
対して、この地方が困つてゐる、財政が
枯渇して困つてゐる責任は、これは野
党にあるのだとか、参議院にあるのだ
とか、こういううりやうなことを或る席上
などで言つたといふうりやうなことを聞く
のでありますが、まあそれはそれとし
まして、實際現在までにいふ／＼な政

府が緊急措置をした点については、地
方財政委員会に対して自治庁の長官は
どういふ関連を以て、どういふ基礎の
上に緊急的な交付金の配分等をやら
れたのか伺ひたい。

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申上
げます。第一段のお話でございませ
が、我々共はこれが参議院が否決した
からとか、野党が反対したからとい
う考えはちよつとも持つておりませ
ん、国会といふものは自主権を持つていら
れ、そうして各議員々々がしつかりと
御審議下すつて、そうして意見が一致
しないので通らなかつたことは止むを得
ないことと、こう存じておりますか
ら、そういうことは誤解のないように
御了承願ひたいと存じます。

それから地方行政委員会の仕事で
ございまして、あれは法制上は独立の立
場を持つております。併し地方財政委
員会といふものが、地方自治団体に
対して財政上のいろいろ／＼な指導なり監督
と申しますか、そういうことをいたし
ますが、併し一面におきましてやはり
地方自治団体は今日の段階におきま
しては、中央政府からの資金の援助がな
ければやはり立つて行けない。又中央
政府が自治は許してありますけれども
も、同じ日本国民であるから北海
道の人と東京の人との待遇が違ふやう
なこともあつてもならぬといふやうな
こともございまして、そういうやう
な中央集権的に日本の国民全体に均
衡なるいふ／＼な負担なり義務なりを課
して行きたい。こういう意味におきま
して中央政府が見てやらなければなら
ん。その意味におきまして、私は地方
財政委員会とは離れておりますけれど
も、併し仕事といひましては地方自

治団体と中央政府との中間に立ちまし
て、そうしてその仕事の調整をして行
くといふ役目をしておるわけであ
りますから、その意味におきまして私は
自治庁の長官でございまして、
まあ地方自治団体のよくないかとい
ふ意味において、地方財政委員会に協
力しておるわけでございます。

○小笠原三男君 そこでこの不衡交
付金を四月まで配分したその金の出
道は、二十四年度その通りの配付額四
種と、或いは国の持つ補助金等を出し
たといふことですが、出し方を見ます
といふと二十四年度の配付額を出し
たのを比例的に幾らかずつ減額して出
す。例えば二十四年度では六百六十
億出ているのを今四百六十八億とい
ふうな金を出してゐる。これは地方の
税が徴収できないための歳入欠陥を補
うために法的に出したものであり、
而も不衡交付金の趣旨から言ふなら
ば、ただ単に比例配分を暫定的にする
といふことで、地方の実体には即応し
ない、いわゆる東京も大阪もやはり去
年通り金が出ると思ふ。そうして困つ
てゐる所は困つてゐるなりに従来通り
かな金だけ出ている。こういう機械的
な配分をした点はどういふ理由に基
いてこういうことになつておるのか。

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申上
げます。御承知の通りに四月から今日
まで地方の財政といふものは殆んど主
なる点において空白状態になつてお
るわけでございます。それで急いで不衡
交付金を六百十八億配分しまして、そ
して地方自治団体がどうにか動いて行
くといふ地方財政委員会の案を勘案し
まして、そうしてそういううな支出の

道を講じておるわけでございませう。でございませうからこの平衡交付金を六百十八億出したその計算の基礎につきましても、或いは余分に行つておるところもありまじやうし、足りないところもあろうかと存じます。併し出したときにはこれが公平に配分されたつもりで出しておるのでございませう。でございませうから今度の地方税法案が通りまして、とれるようになりまして将来すつかりそれが清算ができません時代には多い所から返して貰わなければならぬ。又足りない所は追加して拂つてやらなければならぬ。こういう場合も出て来ることを予想しております。

○小笠原三男君 この話はこれでございますが、そうしますと暫定的なものは地方財政委員会で作つて、そうして金額の出た理由というものがはつきりするようになっておるのですか。なつておればここにありますが、例えば補助金の二十四年度の交付額を出したと言つてゐるのですが、補助金で土木関係乃至は義務教育関係の補助金、これらのうちから計算の基礎としては、何県は幾ら何県は幾らというふうに暫定的にでも分けたということではなくちやいかんと思つたのですが、そういう基礎資料があるのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 平衡交付金の暫定交付に当りましては只今大臣から申上げましたように、昨年の補助金それから第一種、第四種の配付額といふようなものの総額を各都道府県或いは市町村ごとに出しまして、その総額によつてそれを大抵四分の一のものを配分をする、こういう恰好で整理をいたしております。これは地方財政委員

会の所管の仕事でございませうが、地方財政委員会におきましてはこの点につきましても非常に詳細なる資料を整えておりました、それに基づきまして全くこれは機械的に処置をいたしております。

○小笠原三男君 ではその資料を委員長、地方財政委員会から出して頂くようにお手配願えないのでしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) 承知いたしました。出させることにいたします。

○中田吉雄君 この計数資料の二の二十七頁に關しまして國務大臣にお導ねいたしたいと存じます。これによりまして昭和二十四年度分の都道府県税の徴収実績調が出ています、この調定済額に對しまして實際入りました額は出納閉鎖期の近付いたような本年度にまだがらみましても、七〇%しか徴収できていないわけでありませう。地方の経済は今年度に至りましても何ら国民所得が増大するようには予定されてないわけでありませう。客観情勢からいたしまして、何ら農山漁村、中小企業が担税能力が高まつたというやうなことは全然予定されないわけでありませう。そういうやうな点で本年度これが特に市町村に種々の財源が委譲されました際に、本年度更に下廻るやうな大きな額がどうしても私徴税できないで歳入欠陥になると思つたわけでありませう。昨年度すら七〇%しか徴税できていない、経済情勢は何ら客観的に好転してないといふやうなことから考へますと、そういうことが十分地方自治体の育成上配慮されなくてはならぬと思つたわけでありませう。特にそれに加えてまして税法が画期的に改革されますので、徴税吏員の充実に他におきま

してもその点を考慮いたしますと、調定済額に對しまして、収入額は今年度は更に下廻りまして、大きい歳入欠陥が地方自治体として予定されるところの徴税期間になりまして、地方自治体の首長の全部の改選がありませう。それから全部の議会の議員の改選が終り合ひまして、こういう点からいたしまして予定額を強硬に徴税いたしますことは自分の改選に際しまして、極めて不利でありますから、この額が一層少くなることが予定されるわけでありませう。特に本年度の参議院選挙に際しまして、国税庁が地方の税務署長に通達いたしました。我々が確固たる筋から聞いたところによりましても歳入欠陥になつても仕方がないから余り徴税を強行しないやうにといふ、はつきりした指令を出すことによつて一千二百億という国税の滞納がまだあるわけでありませう。政府自体がそういう範を率先垂範しておるわけでありませう。来年度におきましては私は地方自治体の議會並びに首長がこれに習ひまして、非常に七〇%を下廻る徴税額になつてと思つたわけ、今から自治庁とさ

れましてはこれに對しまして十分左配慮をされることが必要であると思つたわけでありませう、どういふやうにお考へになるでございませうか。特にそれ

に際しまして知事の改選期を私は十分考へる必要があると思つたわけでありませう。二十六年度の予算を編成しますときは丁度知事並びに市町村長の改選期でありませう。そういう点からいたしまして五千億にもなりませうところの地方公共団体の予算が極めて村に組まれ

る愛が非常に多いと思つたわけであり

ます。特に議會人の改選も同時にありますからして同病相哀れむといふやうな恰好からいたしまして、不当に予算が濫費される例があると思つたわけでありませう。そういう点に對しまして今から十分地方自治庁とされなつてはこれに對して対策をお考へになつては私には必要であると思つたわけでありませう。改選期を前に控へまして到底良心的な予算を組むことは如何に知事並びに市町村長の政治道徳に訴へまして私には不可能ではないかと思つたわけでありませう。そういう点から考へまして一ヶ月の暫定予算を組まれる措置をするとかいふやうなことが必要ではないかと思つたわけでありませう。そういう点について國務大臣はどうお考へになりませう。更に私三年間地方議會におつたわけでありませうが、知事の改選期と都道府県の議會の改選期が一緒になるということとは非常にこの弊害を多くするものでありませう。そういう点で何らか時期をずらすやうな方法を考へられ

る用意があるかどうか。時期をずらし

ましたら知事の方で補助金政策をやらうとしたとしても議會人がこれを抑制する、或いは議會が補助金政策をやりまして地盤を培養しようとしても知事の方で改選期が遠うからこれを抑制するといふやうにできるのではありませんか。その三つの点で最初に七〇%を相

當下廻るだけしか徴税できないと思つたが、それに対してどういふやうな考へを持たれますか。経済情勢の好転しない現在におきましては、我々としてはこれは統計的な確かさを以てこそいふやうに予定できると思

つたわけでありませう。

それから知事の改選期がこれと絡み

合いますことについてどういふやうにお考へになるかという点と、地方公共団体の首長と議員との改選期をずらすやうな考慮はできないものでありませうかといふ三点につきましてお伺ひいたしましたと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。七〇%と申しますのは四月の三十日現在でございまして、五月の三十日はまだよく整つておりませうけれども、大体八〇%を超えておるやうに概数としては何つておりますから、これは国税のやうなことはないところ考へております。

それからもう一つお教えを蒙りました改選期でございませう。この点についてはもうお説至極御尤もでございませうから、至急にその徴税納期をずらすとか何とかいふ方法を至急に考へよう

としたしまして、これは御了承願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 知事の選挙をずらすやうなことは……

○國務大臣(岡野清藏君) そういふやうなことは一つお説の通り伺ひますからこれは何とか一つ考へませう。

○委員長(岡本愛祐君) 政府委員に御質疑をお願いいたします。

○中田吉雄君 これは事務當局の方にお願いしたいのですが、只今の(2)の計数資料の7でありますが、これは都道府県別に総計だけ出ていますので、税種別のやつが一つ知りたいと思ひます。税種別のがないと思ひます

○委員長(岡本愛祐君) 只今の資料の提出をお願いします。

○小笠原三男君 只今の審議に入る前に暫定措置等をとつた点について

いろ／＼問題のある点をお聴きするの
ですが、今の地方議會が暫定予算しか
組んでいない、本予算が組めない。こ
れは当然ですが、そのことのために例
えば地方の自治団体の定員、或いは教
職員の定員なり計画なんというものも
どうなるか分らないという理由によ
りて、採用するものも少ないというよ
うな状況が現れてゐるわけです。こ
れは地方自治体の責任じゃないと思
うので、自治庁のいわゆる平衡交付金
を、自治庁の渡すときの計算の基礎とい
うようなものがはつきりしないために、
どれだけの金で賄えるかという見通し
が立たないからこういう事態になつ
た。土木関係でも何でも同様であらう
と思う。暫定的な予算があつてもそれ
を以てどれだけの事業を遂行してい
たらいいかという見通しが立たない
いうことで、金を押えて置く分もある
わけです。こういうような点について
は自治庁としてどういう指導をなされ
ておられるのかお伺いしたいので
す。

○政府委員（鈴木俊一君） 地方税法案
の成立に伴います間の暫定措置でござ
います。これにつきましては四月分
は御承知のごとくまだ平衡交付金法が
成立いたしてありませんでしたので、
それに代る暫定の臨時地方交付金等
を作つて頂きました。それによつて二
億を交付したわけでございます。又六
月におきましては地方財政平衡交付金
法の中に八月三十一日まで資料を整
えて額を決定するということが規定し
てあるわけでありまして、従つてこの
金は、その前の段階におきましては交
付金の交付の方法というものはさうい
う最終的の資料によることができませ
んから、暫定的にこれを交付するとい
うことが、今の平衡交付金法の趣意で
あるわけでありまして、その暫定的な交
付の方法としましては、前年度の交付金
の額の大体四分の一を四半期ごとにや
るわけでありまして、一応前年度の
交付金の総額と本年度の交付金の総額
との比例を出しまして、さうして前年
度幾らその県で買つておつたか、それ
に對して本年度の総額と前年度の総額
との比例によつてこれを分けて行く、
さういふ分け方が本来の分け方であ
ります。今度の分け方といたしまして
は、やはりその精神をとつたわけであ
りまして、補助金と配付税を合算しま
したものが前年の実は普通ならば交付
金に當るわけでありまして、その補助
金と配付税の合計の中に繰入れられた
補助金でありまして、交付金に相當す
るものであります。その比率により、ま
して分けたわけでありまして、分ける
の考え方としては本年度特に一般の調
度と違つた分け方をしたというわけ
ではないのであります。ただ根拠が四月
は今申しましたように特別の法律であ
ります。それからあつた場合におき
ましては平衡交付金法の確から十六條
だと思ひますが、それによりまして特
例の措置として地方財政委員会規則で
分け方を規定してあります。これもや
はり法律に根拠を持つたものでありま
して、内容的にはふだんの場合と同じ
よう形で取るわけでありまして、従いま
して暫定交付でありまするけれども、
實質的には本年度の場合と特に違
つたやり方はいたしておらないとい
う点を先ず申し上げておきたいと思
ひます。それから職員採用等につきま
して、

或いは暫定予算を一ヶ月組んでおると
いうような、いろ／＼地方といたしま
してはさういふやり繰りをしておる
ところが御指摘のごとくあると存じま
す。昨日も申し上げましたように全
地方財政計画としては、プラス・マイ
ナスが追つてくよにいたしてござ
りましても、例えば短期融資を第四
半期二百億出すことになつておるわ
けであります。これは結局今ま
でに六十億くらい出しておる程度であ
りまして、四十億はまだ出ていない状
態であります。これはやはり短期融資
につきましてのいろ／＼な手続が面倒
であるとかいふようなことで、計画通
り実行は行つていない面があるのであ
ります。さういふようなことでお話の
ように採用すべき職員が採用できない
とかいふようなことがあつて存じま
するが、私共といたしましては短期融
資の手続をできるだけ簡略化すると
か、交付金の交付もできるだけ時期に
合ふようにするといふ、まあ努力をい
たしております。併し何分多数の多い地
方団体でございますから、すべてが
なか／＼理想通りには行つておりませ
ん。

○小笠原三男君 ちよつと伺いま
す。さうしますと定員なり定額なり
は、暫定交付の場合でも内示してお
るわけですか、地方に對して。
○政府委員（鈴木俊一君） 今年度の地
方財政の、殊に平衡交付金の基礎にな
ります基準財政需要額と申しておりま
すが、これにつきましては、目下鋭意
計数を整えておまして、八月の三十
一日までにこの基準財政需要額を決定
し、又今の基準財政収入額もこれを決
定いたしました。その差額が幾らある
かということを決して、さうしてその
団体に対して幾らの交付金をやるかと
いうことを決定するわけでありま
す。今財政委員会が鋭意やつてござ
いますのは、この基準財政需要額の調整、基準
財政収入額の測定ということであり
ます。それができませんといふと、大体
各地方団体におきましてどういふもの
が基準となる経費として見込まれてお
るかといふことが分らないわけであ
ります。従つて今までの状態とい
ましては、昨年度のそれ／＼の市町村
における事業を前提にいたしました、
新しい本年度の状態に調子を合せる
という程度において各地方団体が処理
しておることと考えております。

○小笠原三男君 さうすると昨年の
地方自治団体の予算関係でやんと決
つておるものからは、本調査後の結
論も下廻らないといふふうな考へてい
いわけですか。さういふ考へで進めて
いわけですか、地方では。
○政府委員（鈴木俊一君） これは今の
基準財政需要額と、基準財政収入額の
測定の問題と非常に関係をいたしま
するが、とにかく地方税と平衡交付金
の二つを地方の財源の大宗といたしま
して、この兩者を合せて大体昨年度
の税収入額と、配付税の額、それから
配付税の中に繰入れられました補助金
の額、この三つを合算したものの大
体九割程度までは確保する。さうい
う考え方では私共は数字を調整いたし
ております。
それで若しも普通の平衡交付金法に
よりまして、その程度の額に達しない
ような場合におきましては、特別交付
金の方において成るべくその線を維持
するよう努力いたしたい、かように
考へております。

○中田吉雄君 この計数資料の二
十六頁、七頁起債の問題ですけれど
も、この災害復旧費の起債の現在高に
ついてですが、シャウブ勧告により
まして本年度からは災害復旧費が十
以上ですか、それ以上は全額国庫負
担になつたわけでありまして、これは
大変結構なことと思つてございま
すが、それを更に大きく振上げて、
既往の災害の起債に對してもそれを
及ぼしたとして、非常に地方自治体
の大きな圧迫であるこの災害復旧費を
十八億出すか、既位に過つても全額
国庫負担といふようなふうにして頂
ける意思はありますか。さういふ
点をお伺いいたしたいと思つて
あります。
それから起債につきまして第二は金
利の問題ですけれども、一般の郵便貯
金は三分にも足りない非常に低額な
ですが、災害の復旧費ですら、殆んど
一割近い高利貸のような高利で、殆
んど一般国民大衆が預ける貯金利子と
比べて、地方が災害復旧のような長期
に亘るものを借りるので三倍くらいに
なるんです。これに對しまして、
大蔵省方面に御折衝して頂きまし
て、地方自治体に対するこの方面の圧
迫を一つ緩和して頂きたいと思つて
います。さういふ御用意はないもので
しょうか、その点伺います。
○政府委員（鈴木俊一君） 災害復旧に
つきましては、前国会におきまして金
額負担する法律が通過いたしまし
て、それによつて処置をいたしてお
るわけでございますが、何分予算の総
額が抑えられておりますので、一個
所当り十五万円以上の経費につきま

ては、全額まで負担することができると、こういう建前になつておられますが、その予算の総額が抑えられておられますので、実は予算以上のことはできないというふうな状態でありまして、ただ一般法によりまして、三分の二だけ国が負担するという建前が、今年度に限つては全額まで負担することができると、こういうふうになりまして、点が、變つておるといふわけでありまして、来年度の問題等につきましては政府としては目下これは研究中でございます、シャウプさんが当初理想としておりましたような、そういう案に必ずしもまだなつていないという点は、まあ今後の研究問題に属しておるわけでありまして、

それから金利の引下げの問題でございますが、これは私共今大蔵省の預金部資金につきましては、大蔵省当局という、折衝中でございまして、將來におきまして何らかの金利の引上げということが考慮せらるるのではないかと、いうふうには私共は考えております。

○中田吉雄君 たび／＼恐縮ですが、実は鳥取県は全国一小さい県で、この点を非常に問題にしているんですが、今度の税制改革によりまして、税の再配分がなされて、鳥取県の有力な財源であります都道府県税である固定資産税が市町村に委譲されて、有力な財源を失ひまして、平準交付金に頼らざるを得ないというふうなことになるので、實際地方自治の財政的な裏付がないわけでありまして、どうして府県の再編成等は道州制というふうな問題と関連しないか、このシャウプの勧告も生きて来ないと思ひ、そういうことについていろ／＼巷間の説

があるわけでありまして、神戸博士なんかアメリカにおいてになりましたし、こういう道州制或いは府県の再編成というふうなことにいつて何かお漏し頂ければ大変仕合せだと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) シャウプ勧告におきまして府県の廃合というふうなことに言及をしておるのは御指摘のごとくでありまして、府県の廃合は非常に大きな問題でございます、殊に廃合の結果起りまする法律上の問題、或いは廃合に關する法律案につきましてそれ／＼の關係地方団体の一般投票を必要とするというふうな点等を考慮せまると、理想は理想といたしまして實際の問題として非常にむずかしい点が多々あると存するものであります。併しこれにつきましては今地方行政調査委員会が折角研究中でございますので、政府としては先ずこの結論の出ることを望んでおるような状態でありまして、

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日は地方行政委員会の質疑はこのぐらいにして置きます。

尚皆様に御報告を申し上げます。昨日委員会散会後理事會を開きまして、地方税法案の審議の日程の予定を次のごとく決定いたしました。刷物でお渡ししてございまして、今日の午前には只今やりました地方行政の委員会、午後には地方行政と大蔵、予算、農林、通産各委員会の連合委員会、明日は午前中は地方行政委員会、午後は連合委員会、二十日は午前中連合委員会、午後にも引続き連合委員会をいたします。それで連合委員会はこれで大体打ち切りました、こういうふうに理事會で決定いた

してあります。御承認をお願いいたします。

それから理事會でもう一つ公聴會のことを相談いたしました。公聴會は大体十人程度をいたしまして、公聴時間は一十五分くらい、これに各委員からの質問がありますから大体一人当たり二十分乃至二十五分くらいにはしないかと思つております。公聴人の選定は全般的觀察につきまして、日本租税研究協會会長の汐見三郎君、若し汐見三郎君が故障でありますればその研究會から代理者を出して貰いたい。

それから立教大学教授の藤田武夫君。それから地方自治体の財政及び税制改革につきまして今度は都道府県の議長の會長又はその代理者。それから市議會議長の會長又はその代理者。町村議會議長の會長又はその代理者。それから固定資産税につきまして

関西經濟連合會事務理事の工藤友恵君。それから住民税につきまして都議會議員の本島百合子君。それから事業に對する課税問題につきまして堀越三郎君又は金子佐一郎君。金子佐一郎君は十條製紙の取締役であります。どちらが都合のいい方に願う。若し堀越君が都合がよければ堀越君に願いたい。

こういうふうになつております。それから労働組合の代表一人、これは事業に關する課税につきまして、それから一般応募者から一人又は二人、これは応募者が今ど／＼速達で申込んでおります。こういうことでござい

○石川清一君 その中に農林關係の人が一人もないようですが、応募者の中からできればとることが、非常に広く意見が聞かれるのじやないですか。

○委員長(岡本愛祐君) 一般応募者の中から選びたい、こういうふうには考えております。この前は農業協同組合の方を選び、又その外に農業課税について東大の近藤博士から陳述を聞いたのであります。今度は一般応募者から選びたい、こういうつもりでござい

○鈴木直人君 今のはこの前のと重複している面はないのですか。

○委員長(岡本愛祐君) ありません。

○西郷吉之助君 地方団体やなんかの關係者だけで都内が少いのじやないですか。

○委員長(岡本愛祐君) お答えします。本島百合子君が都會議員でありまして、これも消費者としての立場に立つて、これは社會黨の黨員です。吉川君から推薦になつた人でありまして、それから一般応募者の中からもう一名農業の外に考へたらどうか、こういうふうには考へております。適当な人があれば選びたいと思ひます。どうか理事の方に任せを願ひます。

それでは今日休憩にいたして置きます。これでお集まり願ふことと思ひます。これでも、連合會の後で又お集まり願ひたいことがあるかも知れませんが、休憩にいたして置きます。

午後四時三十分開會

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方行政委員会を休憩前に引続きまして開會いたします。お諮りをいたします。運輸委員会から連合委員会を願ひたいという申出が

ございまして、それで今日開きました地方行政、大蔵、予算、通産、農林、この連合委員会に運輸を加えて連合委員会を明日から開きたいと思つておりますが、御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) そういうことに決定いたします。

午後四時三十分散會

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀本 末治君
岩本 哲夫君

委員 石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
石川 清一君

國務大臣 岡野 清豪君

政府委員 地方自治
政務次官 小野 哲君
地方自治
局長 鈴木 俊一君